

長野工業高等専門学校教育研究施設の有効活用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における校舎等施設について、教育研究の変化に応じた施設使用の再編を行うことにより、又は施設の新営及び改修時において共用スペースを確保し、施設の有効活用及び教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 使用再編 教育研究をより円滑に行うため、使用諸室の面積及び配置の見直しを行い、施設使用の改善を図ることをいう。

二 共用スペース いずれの学科にも属さず、既存学科等の枠を超え教育研究活動等に弾力的に供することのできるスペースをいう。

(施設の使用状況調査等)

第3条 校長は、施設の有効活用の観点から、必要に応じ、長野工業高等専門学校執行会議（以下「執行会議」という。）に対し、施設の使用状況に係る調査、又は使用再編についての提言を諮る。

2 執行会議は、専門部会を設け、前項の調査又は提言に係る作業を行う。

(調査結果の報告又は使用再編の提言)

第4条 専門部会は、執行会議に前条第2項の調査結果についての報告、又は使用再編についての提言を行う。

2 執行会議は、前項の報告又は提言を受けたときは、審議のうえ、校長に報告する。

3 執行会議は、前項の審議に際し、必要と認めるときは、関係者の意見を聴取することができる。

(使用方法等の改善)

第5条 校長は、前条第2項の報告に基づき、施設の有効活用を図る必要があると認めるときは、当該施設を管理する学科長、図書館長、情報教育センター長、技術教育センター長又は地域共同テクノセンター長等に対し、使用方法等を改善するよう指示する。

(教員の研究スペースの確保)

第6条 教員が、十分な研究を行えるための研究スペースを確保する。

2 校舎等施設の新営又は大型改修を行うときは、原則として、1人当たり最低18㎡の研究スペースを確保する。

(使用再編による共用スペースの確保)

第7条 使用再編の結果、生じた空きスペースは、原則として共用スペースとして確保する。

(施設の新営等による共用スペースの確保)

第8条 校舎等施設の新営又は大型改修を行うときは、原則として施設の有効活用を図るため共用スペースを確保する。

(共用スペース使用者の決定)

第9条 校長は、施設の狭隘状況、教育研究ニーズ等を総合的に勘案し、必要に応じ執行会議の議を経て使用者及び当該共用スペースの管理責任者を決定する。

(研究のための共用スペースの使用)

第10条 研究のために共用スペースの使用を希望する者は、様式1に必要書類を添えて校長に申請しなければならない。

2 共用スペースの使用期間は、原則として5年を上限とし、研究等の内容に応じ決定する。

3 共用スペースの使用を許可された者は、使用期間の終了後、速やかに様式2の研究成果活動報告書を校長に提出しなければならない。

(庶務)

第11条 この規則に係る庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年7月20日から施行する。

2 長野工業高等専門学校教育研究施設の有効活用に関する規程(平成13年10月16日)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月23日から施行する。(第6条の追記)

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。